

八代市移住・定住促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の人口減少を克服し、地域活性化を図るため、県外から市内に移住し、定住する意思をもって住宅を取得し、又は民間賃貸住宅等を賃借した者に対し、予算の範囲内で八代市移住・定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から本市に転入してきた者をいう。
- (2) 定住 本市に5年以上継続して居住する意思をもって転入し、住民基本台帳に記載され、その生活基盤が市内にあることをいう。
- (3) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅及び併用住宅をいう。
- (4) 空き家 八代市空き家バンク制度実施要綱（平成28年八代市告示第29号）第4条に規定する空き家情報に登録された空き家をいう。
- (5) 民間賃貸住宅等 賃貸借契約により居住の用に供するために賃貸される住宅（市営住宅等の公的賃貸住宅及び賃借人若しくはその世帯に属する者の3親等以内の親族が所有し、又は経営するものを除く。）をいう。
- (6) 所有者等 移住者と契約締結した住宅、空き家又は民間賃貸住宅等の不動産の所有者又は管理者をいう。
- (7) 取得 住宅を新築し、又は住宅若しくは空き家を購入し、当該住宅又は空き家の所有権保存登記又は所有権移転登記を行うことをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 補助金は、次に掲げる経費に対する補助を行うことを目的として交付するものとする。

- (1) 住宅又は空き家の取得に要する経費
- (2) 民間賃貸住宅等又は空き家の賃貸借契約に要する経費及び契約後1年間の家賃

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅若しくは空き家を取得し、又は民間賃貸住宅等若しくは空き家を賃借した移住者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 転入時において、世帯全員が移住者であって、当該世帯の世帯主又

はその配偶者のいずれかが20歳以上39歳以下であること。

- (2) 本市に転入する直前に、世帯全員が連続して1年以上県外の市区町村に住所を有していたこと。
- (3) 本市への転入の日から1年を経過していないこと。
- (4) 職務上の転勤又は出向、大学進学等による一時的な転入でないこと。
ただし、取得した住宅又は空き家に居住する場合は、この限りでない。
- (5) 定住の誓約ができること。ただし、取得した住宅又は空き家に居住する場合は、この限りでない。
- (6) 住宅若しくは空き家を取得し、又は民間賃貸住宅等若しくは空き家の賃貸借契約等に要する費用が、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 住宅又は空き家を取得する費用が50万円以上であること。
 - イ 民間賃貸住宅等又は空き家の賃貸借契約に要する費用（敷金、礼金、仲介手数料、保証会社保証料、火災保険料等をいう。）及び契約後1年間の家賃の合計が30万円以上であること。
- (7) 所有者等と3親等以内の親族でないこと。ただし、移住者が居住しようとする住宅又は空き家が、移住者と3親等以内の親族である者が当該移住者のために新たに取得した住宅若しくは空き家であることを確認できる場合は、この限りでない。
- (8) 補助対象者及びその属する世帯全員に市区町村税の滞納（転入前の住所地における滞納を含む。）がないこと。
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 公務員又はこれに準ずる者（その者（本市の職員を除く。）が取得した住宅又は空き家に居住する者である場合を除く。）
- (2) 社宅若しくは寮又は市営住宅に入居する者
- (3) 他の補助等を既に受け、又は受ける予定がある者
- (4) 宗教的活動又は政治的活動に利用しようとする者
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 住宅又は空き家を取得する場合 30万円
- (2) 民間賃貸住宅等又は空き家を賃借する場合 10万円

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項の補助金の額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 中学生以下の世帯員を帯同して移住する場合 中学生以下の者1人

につき5万円（15万円を限度とする。）

（2）空き家である場合 5万円

3 補助金の額は1世帯当たり50万円（賃借の場合にあつては、30万円）を上限とし、補助金の交付は補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）誓約書兼同意書（様式第2号）

（2）世帯全員の住民票の写し

（3）世帯全員の戸籍の附票の写し等本市に転入する直前に、連続して1年以上県外の市区町村に住所を有していたことが分かるもの

（4）契約書の写し

（5）住宅若しくは空き家の取得又は民間賃貸住宅等若しくは空き家の賃借に要する経費が分かるもの

（6）住宅又は空き家を取得する場合にあつては、土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（7）世帯全員に市区町村税の滞納がないことを証する書類

（8）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市移住・定住促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（交付請求等）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代市移住・定住促進補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八代市移住・定住促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により返還を命ずる補助金の額は、次の各号に掲げる要件の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 第6条の規定による補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）から3年未満の間に世帯全員が本市から転出した場合

ウ 申請日から3年未満の間に補助金の交付に係る住宅又は空き家を売却した場合

エ 申請日から1年以内の間に補助金の交付に係る民間賃貸住宅等又は空き家を退去した場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 半額

ア 申請日から3年以上5年以内の間に世帯全員が本市から転出した場合

イ 申請日から3年以上5年以内の間に補助金の交付に係る住宅又は空き家を売却した場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。

附 則（令和5年3月7日 総務企画部長専決）

(施行期日)

1 この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市移住・定住促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われた申請に係る補助金の交付について適用し、同日以前に行われた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日 総務企画部長専決）

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市移住・定住促進補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われた申請に係る補助金の交付について適用し、同日以前に行われた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。